

令和6年5月29日

関係者各位

千葉市桜木園  
園長 柿沼 宏明

### 生活介護事業における延長利用について

平素より、当園をご利用いただき、ありがとうございます。

当園の生活介護事業において、令和6年6月3日より、下記のとおり延長利用を開始しますのでお知らせいたします。

#### 記

- 1 延長利用時間 最長 午後7時まで(通常 午前10時～午後4時)
- 2 開始日 令和6年6月3日(月)より
- 3 その他 (1)延長のみの利用はできません。  
(2)受け入れ人数には限りがあります。